

平成31年度水稲生産実施計画及び経営所得安定対策等交付金営農計画書 兼水稲共済加入申込書兼変更届出書の記載要領

「水稲生産実施計画及び経営所得安定対策等交付金営農計画書兼水稲共済加入申込書兼変更届出書」につきまして、平成31年産水稲の作付予定を記入し、期日までにご提出くださいますようお願いいたします。

なお、印字されている内容は、平成30年度の実績を基本にしています。内容に間違い、変更がないかご確認ください。

記入、提出の注意事項

※4枚複写になっていますのでボールペンで強く記入し、内容をご確認の上、捺印してください。

※提出いただくのは、4枚複写の内、協議会提出用（2枚目）、農業共済提出用（3枚目）生産調整方針作成者提出用（4枚目）です。**農家控（1枚目）は本人控えになります。**

※3枚目は水稲共済加入申込書となります。加入される場合は必ず捺印してください。押印が無い場合は申込受付ができず、水稲に被害が出て補償の対象になりません。

水稲共済制度の注意事項

※耕作規模10a以上の方は水稲共済に加入することができます。

※支払共済金実績に応じて掛金が上下する危険段階別掛金率を平成31年度より導入します。

※共済関係の当然成立（耕作規模20a以上の方）は平成31年度より廃止となります。

※その他の変更点等については「水稲共済加入について」をご覧ください。

■ 記入上の注意事項

耕地の異動について

耕地の賃貸、賃貸の解除、売買など、異動がある場合は同じ耕地が異動元と異動先の両方に記載されると、重複して積算されてしまいますので、重複しないよう、記入例を参考に記入してください。

耕地の地名、地番について

耕地の地名、地番に誤りがないか確認をお願いいたします。毎年5月に通知される「固定資産税課税明細書」等で確認してください。

耕地面積について

耕地面積は実際の「固定資産税課税明細書」の記載面積とは異なり、作物の作付される面積をいいます。

耕地面積が不明な場合は、概ね「固定資産税課税明細書」の記載面積から10%程度を除いた面積が目安となります。

■ 行政及び農業共済からのお願い

◎1枚目（本人控え）裏面の農作物共済（水稲）重要事項及び個人情報に関する承諾事項を必ず一読いただき、内容をご確認ください。

◎全ての耕地の貸し借りや、作付状況、作付面積などを行政及び農業共済で把握することは大変困難となっています。

農家の皆様には、水稲生産実施計画及び経営所得安定対策等交付金営農計画書兼水稲共済加入申込書兼変更届出書の記入については、上記の注意事項をご確認いただき、ご記入いただきますようお願いいたします。皆様のご協力により米の生産調整事業が円滑に運営されていきますので、大変お手数をお掛け致しますが、ご理解とご協力をお願い致します。

◇ お問合せ先 ◇

飛騨農業共済事務組合 事業課 農産係
電話 0577-35-0310

平成31年度水稲生産実施計画及び経営所得安定対策等交付金営農計画書兼水稲共済加入申込書兼変更届出書

市町村名
地区
農事改良
地域協賛

記入例

①氏名・住所等に変更があれば訂正してください
※氏名変更の場合、漢字と読み仮名を記入してください

Table with columns: 標準単収 (kg/10a), 生産目標等 (数量目標, 面積換算値), 主食用水稲作付面積 (B), 差引面積 (A) - (B), 醸造用玄米作付面積 (a), 種子生産圃場面積 (a)

〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇〇
~~営農太郎~~ 営農 **ジロウ 次郎** 様

*農業共済にかかる記入欄については3ページ目をご覧ください。



Table with columns: 経営形態 (1.個人, 2.集落営農, 3.法人), 類区分 (主食用米, 飼料用米, 米粉用米), 引受方式 (1類), 補償割合 (7割), 選択金額順位 (1位), 一筆半損特約 (有・無), 自動継続特約 (有・無)

Table with columns: 対象作物 (主食用水稲), 生産目標等 (農業者等調整後) 記入欄 (生産数量, 単収, 作付面積, 設定確認欄)

※ 記載されている内容等をご確認の上、1、2、3、4枚目全てに捺印し提出してください。なお提出にあたっては、1枚目裏面の農作物共済(水稲)重要事項説明書及び個人情報の取り扱いに関する承諾事項を必ず一読いただき、内容を確認、ご承認の上提出ください。
※ 該当事項(太枠、斜線)は、1枚目裏面の農作物共済(水稲)重要事項説明書及び個人情報の取り扱いに関する承諾事項を必ず一読いただき、内容を確認、ご承認の上提出ください。

②内容をご確認の上、1・2・4枚目に捺印してください
3枚目は水稲共済に加入される場合は押印してください

「水稲共済加入について」をご覧ください

Main table with columns: 耕地の番号, 分筆番号, 地名・地番, 面積, 引受面積, 作物等名, 自家消費該当, 地権者氏名, 備考. Includes rows for 大豆, 野菜, 自己保全管理, and various rice types.

③作付け内容を変更する場合

④耕地を貸す場合

⑤耕地を返す(売る)場合

⑥耕地を借りる(買う)場合
※追加で記入してください

⑦飼料用米・米粉用米の場合
※品種名を記入してください

⑧地名・地番を確認してください

Table for 小麦 (Wheat) with columns: 対象作物, 生産予定面積. Rows include 小麦, 二条大麦, 六条大麦, はだか麦.

Table for 新規需要米・加工用米・備蓄米 (New Required Rice, Processing Rice, Reserve Rice) with columns: 区分, 出荷・販売契約数量, 生産予定面積. Rows include WCS用稲, 米粉用米, 飼料用米, 青刈り稲, 新市場開拓用米, 加工用米, 備蓄米.

- ※1 交付対象農地区分: 米及び水田活用の直接支払交付金の交付対象水田は「1」を、交付対象外水田は「2」を、畑地は「3」と記入願います。
- ※2 作期: 一つのほ場で二毛作を行う場合には、ほ場欄を二段書きすることとし、主食用水稲又は、基幹作として作付した作物は「1」、二毛作として作付した作物は「2」と記入願います。
- ※3 作物名又は水稲品種名: 主食用水稲(一般米、醸造用玄米、種子用生産ほ場)、麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、WCS用稲、そば、なたね、加工用米、新市場開拓用米又はその他の新規需要用米、てん菜、でん粉原材料ばれいしょ、野菜、果樹等の作物名のほか、不作付地がある場合は、その状態(調整水田、自己保全管理、土地改良通年施行等)をすべてのほ場について記入願います。また、必要に応じて水稲品種名も記入願います。
- ※4 自家消費該当: 出荷・販売を一切行っていない作物について当該欄「○」を記入願います。ただし、水稲(新規需要米、加工用米含)、地力増進作物、景観形成作物及びみつ源作物を除きます。
- ※5 地権者氏名: 作物を作付する農地の使用収益権等が本人以外となっている場合、その者の氏名を記入願います。また、農地中間管理機構から農地を借り受けている場合で、地権者が不明な場合は農地中間管理機構の名称を記入願います。
- ※6 有機栽培等の実施: 有機栽培等を実施する場合は、「有機」と記入願います。
- ※7 改善計画の達成予定年: 当該水田に作成した調整水田等の不作付地の改善計画の達成予定年を記入願います。
- ※8 植栽造成年、転換畑該当年: 植栽造成年、転換畑該当年はH〇〇と記入願います。
- ※9 耕畜連携助成: 取組の種類(1わら利用2水田放牧3資源循環)を記入願います。
- ※10 堆肥還元助成: 岐阜県内で生産された家畜糞堆肥を施用する場合は「○」を記入願います。

※1枚目裏面を必ず一読いただき、内容を確認してください。

水稲共済加入について

3枚目

平成31年産より、水稲生産実施計画書の3枚目が水稲共済の加入申込書となります。
水稲共済に加入する場合は、住所氏名欄の隣にある加入申込印欄に押印してください。

④ (記入・提出にあたってのお願い (注意事項))

(注1) 加入申込み内容(内容に異動)は、提出後、変更が認められる場合は、変更後速やかに本組へご連絡ください。

(注2) 農作物共済資格は、加入者から提供してください。

(注3) 「引受方式等」は、全相殺方式、品質方式、乾燥調整データ等を選択してください。

(注4) 全相殺方式、品質方式、乾燥調整データ等を選択する場合は、過去5年間の全量出荷、乾燥調整データの把握が必要となります。

全相殺、品質方式を選択される方は、ご記入下さい。なお、全相殺、品質方式には、過去5年間の全量出荷、乾燥調整データの把握が必要となります。

「住所」欄には、代表者の住所を記入してください。

「受託者」欄には、代表者の住所を記入してください。

「受託者」欄には、代表者の住所を記入してください。

区分	取獲量の確認方法				乾燥調整作業の受託者、売渡受託者等又は集荷業者等の名称等			
	乾燥調整作業の受託者証明書 受託者から共済組合へ提供	売渡受託者等証明書 青色申告書	その他		名称	住所	電話番号	
〇					〇〇組合	〇〇市△△町123	●●●●●●●●	

チェック【※】「乾燥調整作業の受託者証明書(受託者から共済組合へ提供)」又は「売渡受託者等証明書」で取獲量を確認する場合の申告事項(離脱の上チェックしてください)

○ 当該乾燥調整作業の受託者(又は売渡受託者等)が、当該申込者が作業を委託した農作物の乾燥調整結果に関する書類(又は売渡受託者等が保管する帳簿、伝票その他必要な資料の写し)を、農業共済組合等に提供又は提示することの同意を得ていることを確認します。

○ 乾燥調整データの取獲方法(該当する場合はチェックしてください)

○ 災害が近年連続して発生している等により近年の上記証明書類により基準単収を設定することが適当ではないことから、農業共済組合等別の方法により本年度の基準単収を設定することを申し出ます。

①

●●● - △△△△
□□市■●町●●●-▲▲

加入申込印

営農 太郎 様

* 押印の場合は加入申込となります。

②

① 経営形態	類区分	引受方式	補償割合	選択金額順位	② 一筆半損特約	③ 自動継続特約
					有・無	有・無
1. 個人 2. 集落営農 3. 法人	主食用米	1類	1筆	7割	1位	有・無
	飼料用米					有・無
1	米粉用米					有・無

※ 押印が無い場合は申込受付ができず、水稲に被害が出ても補償の対象になりません。

※ 加入にあたっては1枚目裏面の農作物共済(水稲)重要事項説明書をご確認ください。

※ 平成31年産より共済関係の当然成立(20a以上)は廃止となりますが、引き続きご加入頂き、災害に備えてくださいますようお願いいたします。

※ 平成31年産より支払共済金の実績に応じて掛金が上下する危険段階別掛金率を導入します。

※ 平成31年度より無事戻し金は廃止となります。

① 平成30年産水稲共済細目書の内容が予め表示されています。作付する水稲の類区分ごとに、引受方式、補償割合、水稲1kgあたりの補償単価を選択することができます。

② 【新設】一筆半損特約(注1)を選択することができます。

③ 【新設】自動継続特約を選択いただけます。次年度以降も同様の内容で継続のご案内をいたします。

(注1) 一筆半損特約とは、農業者単位の引受方式を選択されても、一筆ごとに5割以上の被害が出た場合は補償対象となる特例です。

選択できる加入方式と補償割合

引受方式	選択できる補償割合	損害評価方法	補償単位	一筆半損特約	仕組み
全相殺方式	9割 8割 7割	出荷資料	農業者	選択制	農業者の総収量が、その農業者の総基準収量の補償割合を下回った部分の収量を補償します。
半相殺方式	8割 7割 6割	現地調査	農業者	選択制	被害ほ場の減収量の合計が、その農業者の総収量にかかる補償割合を下回った部分の収量を補償します。
品質方式	9割 8割 7割	出荷資料	農業者	選択制	農業者の総収量かつ生産金額が、その農業者の総基準収量の補償割合を下回った部分の収量を補償します。
一筆方式(注2)	7割 6割 5割	現地調査	耕地	-	ほ場ごとの収量が、補償割合を下回った部分の収量を補償します。
【新設】インデックス方式	9割 8割 7割	統計データ	農業者	選択制	統計データで示されるその年の収量が、基準収量の補償割合を下回った部分の収量を補償します。

(注2) 平成30年産の共済加入方式は一筆方式が100%です。但し、この方式は平成33年までで廃止となります。

区分	標準単位									
	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
主食用米	190円	171円	152円	133円	114円	95円	-	-	-	-
飼料用米	40円	36円	32円	28円	24円	20円	16円	12円	-	-
米粉用米	84円	76円	67円	59円	50円	42円	34円	25円	-	-

上記は平成30年産の価格です。毎年政府の買入価格を参考にして年末に決定されます。平成31年産の価格は、決定次第ホームページなどでお知らせします。

お問い合わせは下記までご連絡ください。
飛騨農業共済事務組合 事業課 農産係 TEL 0577-35-0310